

令和3年7月30日 制定（国空機第364号）
令和4年4月1日 一部改正（国空機第1190号）

サーキュラー

国土交通省航空局安全部安全政策課長

件名：遠隔地からの領収検査及び監査等の実施指針

1 総則

航空運送事業者及び認定事業場等（以下「航空運送事業者等」という。）は、領収検査及び監査等の実施が求められている。

領収検査及び監査等については、具体的な実施方法等（対象、項目、実施方法、頻度、基準、記録の保存等）を整備規程及び業務規程等に適切に定めることが求められており、その結果、必要により実地における領収検査及び監査等を行うこととなる。

一方で、新型コロナウイルス感染拡大などにより現地への移動が困難な場合への対応やデジタル技術等の進展等に伴って、通常は実地における領収検査及び監査等が必要な場合においても遠隔地からの実施の必要性やニーズが高まっている。このため、遠隔地からの領収検査及び監査等の実施指針を定めることとしたものである。ただし、当該指針に定める方法と同等の効果が確保されると認められる場合に他の手段によることを妨げるものではない。

2 遠隔地からの領収検査及び監査等の実施指針

（1）装備品等の領収検査

本領収検査は、領収する当該装備品等が設計者の定める技術上の基準に適合することに加え、航空運送事業者等の整備規程等に定める整備の実施方法に指定するものにも合致することを確認するものである。このため、当該領収検査は、航空運送事業者等の責任で実施するものであり、製造者等の行う製品検査や整備委託先等が行う受領検査により代替できるものではないことに留意が必要である。

遠隔地からの領収検査の手法としては、航空運送事業者等の領収検査員が現地補助者に対し必要な指示を実施し、現地から送信される写真や動画等を通じて領収検査を行うことが考えられる。この場合、領収検査の実施や判定は、当該領収

検査員が直接実施するものであり、現地補助者はその指揮下で補助業務を行うものと整理される。その性質上、事後における写真や動画等を活用した領収検査は書類検査と整理され、通常は実地による現物検査が必要な場合（特に機能検査への立会いなど同時性が必須な項目）には原則リアルタイムでの実施が必要となる。

当該手法による場合には、航空運送事業者等は、当該装備品等の安全性に係る重要度、必要な検査内容や基準などを評価し、通常は実地における現物検査が必要な場合であっても同等の効果が確保できることを確認したうえで、適用する領収検査の項目ごとに、その実施方法（必要な教育訓練を含む）、基準、検査記録の保存等を整備規程等に適切に定めること。また、航空運送事業者等の領収検査員が写真や動画等を使った領収検査による判定が困難と判断した場合には、追加による領収検査や必要により実地での領収検査を実施することとしていること。

(2) 内部監査

本内部監査は、航空運送事業者等が、その各組織及び制度が適切に機能していることを保証するためのものであり、監査の対象とは独立した組織による実施が求められる。

遠隔地からの内部監査の手法としては、航空運送事業者等の監査員が現地補助者に対し必要な指示を実施し、現地から送信される写真や動画等を通じて内部監査を行うことが考えられる。この場合、内部監査の実施や判定は、当該監査員が直接実施するものであり、現地補助者はその指揮下で補助業務を行うものと整理される。その性質上、事後における写真や動画等を活用した内部監査は書類監査と整理され、通常は実地による内部監査が必要な場合には原則としてリアルタイムでの実施が必要となる。

当該手法を実施する場合には、航空運送事業者等は、当該各組織及び制度の安全性に係る重要度、過去の業務や監査等の実績、必要な監査内容や基準などを評価し、通常は実地における内部監査が必要な場合であっても同等の効果が確保できることを確認したうえで、適用する内部監査の範囲、実施方法（必要な教育訓練を含む）、基準、監査記録の保存等を整備規程等に適切に定めること。また、航空運送事業者等の監査員が写真や動画等を使った内部監査による判定が困難と判断した場合には、追加による内部監査や必要により実地における内部監査を実施することとしていること。

(3) 委託先が整備した機体及び装備品等の領収検査

本領収検査は、委託整備であっても委託元である航空運送事業者等がその整備規程等に基づく適切な実施について責任を有することから、検査等の基準（項目、実施方法、頻度、基準等）を整備規程等に適切に定めることが求められており、委託整備の完了後の検査に加え、必要により特に重要な整備作業に対する中間的な検査や委託先の整備作業の実施状況や品質管理状況に関する検査を実施している。このため、当該領収検査は、航空運送事業者等の責任で実施するものであり、整備委託先が行う検査により代替できるものではないことに留意が必要である。

る。

遠隔地からの領収検査の手法としては、航空運送事業者等の領収検査員が現地補助者に対し必要な指示を実施し、現地から送信される写真や動画等を通じて領収検査を行うことが考えられる。この場合、領収検査の実施や判定は、当該領収検査員が直接実施するものであり、現地補助者はその指揮下で補助業務を行うものと整理される。その性質上、事後における写真や動画等を活用した領収検査は書類検査と整理され、通常は実地による現物検査が必要な場合（特に機能検査への立会いなど同時性が必須な項目）には原則リアルタイムでの実施が必要となる。

当該手法を実施する場合には、航空運送事業者等は、当該委託整備作業の安全性に係る重要度、必要な検査内容や基準などを評価し、通常は実地における領収検査が必要な場合であっても同等の効果が確保できることを確認したうえで、適用する領収検査の項目ごとに、その実施方法（必要な教育訓練を含む）、基準、検査記録の保存等を整備規程等に適切に定めること。また、航空運送事業者等の領収検査員が写真や動画等を使った検査等による判定が困難と判断した場合には、追加による領収検査や必要により実地における領収検査を実施することとしていること。

(4) 委託先に関する監査等

本委託先監査は、委託整備等であっても委託元である航空運送事業者等が適切な実施について責任を有することから、委託先における整備作業等の実施状況、品質管理等について監査等を行うものであり、新たに委託する場合の能力審査、定期的な監査、随時監査などを実施し、必要により改善措置を求めるものである。

遠隔地からの委託先監査の手法としては、航空運送事業者等の監査員が現地補助者に対し必要な指示を実施し、現地から送信される写真や動画等を通じて委託先監査を行うことが考えられる。この場合、委託先監査の実施や判定は、当該監査員が直接実施するものであり、現地補助者はその指揮下で補助業務を行うものと整理される。その性質上、事後における写真や動画等を活用した委託先監査は書類監査と整理され、通常は実地による委託先監査が必要な場合には原則としてリアルタイムでの実施が必要となる。

当該手法を実施する場合には、航空運送事業者等は、委託業務の安全性に係る重要度、委託先の過去の業務や監査等の実績、必要な監査内容や基準などを評価し、通常は実地における委託先監査が必要な場合であっても同等の効果が確保できることを確認したうえで、適用する委託先監査の範囲、実施方法（必要な教育訓練を含む）、基準、監査記録の保存等を整備規程等に適切に定めること。また、航空運送事業者等の監査員が写真や動画等を使った委託先監査による判定が困難と判断した場合には、追加による委託先監査や必要により実地における委託先監査を実施することとしていること。

3 現地の人的リソースを活用した検査等について

航空運送事業者等に所属する領収検査員や監査員（以下「領収検査員等」という。）による実地における領収検査及び監査等（以下「検査等」という。）の代替手段としては、上記2.に規定する写真や動画等を活用した手法に加え、現地の人的リソースを活用する手法も考えられる。具体的には、航空運送事業者等に所属していない現地の人員に検査等を委託するものであるが、これは、航空運送事業者等が、当該人員に対し、委託する検査等の内容に応じ、必要な資格、経験等を有していることを確認し、必要な教育訓練を実施して、当該航空運送事業者等の領収検査員等として指名したうえで実施するものであることから、遠隔地からの検査等ではなく、実地における検査等と整理される。

当該手法による場合には、整備規程等に、検査等の委託先、その委託する内容、委託する内容に応じた領収検査員等の要件（資格、経験、教育訓練等）及び指名方法を定め、これに基づき評価、教育訓練、指名等を行うこと。また、検査等の委託先に対し、能力評価、その後も定期的及び必要により随時の監査等を実施すること。また、検査等の委託先は航空運送事業者等の指示に基づき実施することとし、このために必要な連絡手段や報告手段などは整備規程等に適切に設定されていること。さらには、現地の人的リソースを活用した検査等に疑義があった場合には、追加による検査等や必要により航空運送事業者等に所属する領収検査員等による実地における検査等を実施することとしていること。

整備委託先に所属する人員に領収検査を委託することを妨げているものではないが、この場合であっても、航空運送事業者等としての検査等としての位置付けであることから、整備委託先における整備実施者として実施する検査により代替することや当該委託整備作業に係る検査等を担当した整備委託先の検査員等が航空運送事業者等としての領収検査を担当することも認められず、当該委託整備作業と独立した体制で実施する必要がある。

また、内部監査及び委託先監査に関しては、監査対象との独立性を厳格に確保する必要があることから、内部監査の対象となる部署や整備委託先に所属する人員に委託することは認められない。

4 整備規程及び業務規程等に記載すべき内容

上記により遠隔地から領収検査及び監査等を行う場合は、整備規程及び業務規程等に以下の内容を定めること。

(1) 遠隔地から領収検査を行う場合

- ・当該装備品等及び委託先整備作業の安全性に係る重要度、必要な検査内容や基準などを評価し、通常は実地における現物検査が必要な場合であっても同等の効果が確保できることを確認する手順
- ・上記評価に基づき、遠隔地から行う領収検査の項目、実施方法（必要な教育訓練

を含む)、基準、検査記録の保存方法等

- ・航空運送事業者等の検査員が写真や動画等を使った検査による判定が困難と判断した場合には、追加による検査や必要により実地における検査を実施する旨記載すること。

(2) 遠隔地から監査を行う場合

- ・委託業務や各組織及び制度の安全性に係る重要度、過去の業務や監査等の実績、必要な監査内容や基準などを評価し、実地における監査と同等の効果が確保できることを確認する手順
- ・上記評価に基づき、遠隔地から行う監査の範囲、実施方法（必要な教育訓練を含む）、基準、監査記録の保存方法等
- ・航空運送事業者等の監査員が写真や動画等を使った監査による判定が困難と判断した場合には、追加による監査や必要により実地における監査を実施する旨記載すること。

(3) 現地の人的リソースを活用した検査等を行う場合

- ・検査等の委託先、その委託する内容、委託する内容に応じた領収検査員等の要件（資格、経験、教育訓練等）及び指名方法
- ・連絡手段及び報告手段
- ・現地の人的リソースを活用した検査等に疑義があった場合には、追加による検査等や必要により航空運送事業者等に所属する領収検査員等による実地における検査等を実施する旨記載すること。

附則（令和3年7月30日）

1. 本サーキュラーは、令和3年7月30日から適用する。

附則（令和4年4月1日）

1. 本サーキュラーは、令和4年4月1日から適用する。